

就学時健康診断を行うにあたって保護者の方へ

1. 就学時健康診断は、学校生活や日常生活に支障となるような疾病等の疑いがないかをスクリーニングし、早期に発見して受診をおすすめするものです。医学的な立場からの確定診断を行うものではありません。
2. 上履き（お子さま用・保護者用）、外履きを入れる袋（お子さま用・保護者用）、筆記用具、ハンカチをお持ちください。
3. お子さまが一人で脱ぎ着しやすい服装でお越しください。上下がつながった服は避けてください。
4. 健康診断会場への自家用車、自動二輪車、自転車での来場はご遠慮ください。受付時間前のお並びは近隣のご迷惑になりますので、ご遠慮ください。
5. 就学時健康診断は通常1時間30分から2時間00分程かかる予定です。受診するお子さまの人数、健康診断の進行状況によっては予定時間を超過する場合がありますので、予めご了承ください。
6. 就学通知書に記載されている学校以外へ入学する予定の場合も、指定された学校で健康診断を受診してください。指定された学校以外で健康診断を受けることはできません。
7. 来校される方は、当日の健康状態を確認してからお越しください。発熱（37.5℃以上）がある場合は、就学時健康診断の受診を控えてください。
8. 体調不良や都合により受診できない場合は、健康診断会場の小学校へ連絡してください。他の日程及び会場で受診することはできませんのでご了承ください。就学時健康診断の欠席は、入学にあたり支障はありません。なお、小学校入学後すぐに健康診断を実施しますので、医療機関等での個別受診は原則不要です。
9. 市立学校以外への入学や引っ越される場合は、お子さまの「就学時健康診断票」を入学予定の小学校へ送付する手続きを行います。健康診断を受診した学校に「入学予定の小学校名等」や「自治体名」をお伝えください。伝達内容から変更があった場合もその旨お伝えください。
10. 台風等に伴う暴風警報等の発令や感染症等の影響による中止等については、「横浜市ホームページ」でご確認ください。

詳しくはこちら

横浜市 就学時健康診断日程

検索

または



◇ 視力検査を行うにあたってのお願い

子どもの目の働きは、生まれてから発達して7歳くらいまでにはほぼ完成します。ところが強い屈折異常（近視・遠視・乱視）や斜視があると、目の正常な発達が行われず、弱視になる可能性があります。弱視は早期発見・早期治療により治るケースが多いため、就学時健康診断において視力検査を行います。

短時間での検査になりますので、ご家庭で事前に練習していただきますようお願いいたします。

（練習の仕方） ※裏面の図をご参照ください。裏面の「視標」を使って、簡単な検査を試みてください。

- ① 検査は、明るい部屋の中で3mの距離で行います。お子さんの目と視力表を同じ高さにします。
- ② 検査は、片目ずつ行います。
- ③ 検査する方は、お子さんから3m離れた所に立って視標を示し、C字形の視標の切れ目がどの方向になっているのかを尋ねます。
- ④ お子さんには指か言葉で、切れ目の方向を答えさせてください。
- ⑤ 初めに1m以内の距離で何回か練習をして、検査のやり方をよく理解させます。
- ⑥ 次に3mの距離で、連続して検査します。この時、視標を回転させて切れ目の方向が毎回変わるようにします。ただしこの方向は、上下・左右の4方向に限ります。

※就学時健康診断の視力検査結果に異常がなかったお子さまや受診できなかったお子さまで、見え方が気になることがありましたら、専門医への受診をお勧めします。